

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

第2期西米良村まち・ひと・しごと創生推進交付金計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

宮崎県児湯郡西米良村

### 3 地域再生計画の区域

宮崎県児湯郡西米良村の全域

### 4 地域再生計画の目標

本村の人口は、住民基本台帳によると、50年前の1970年には3,412人であったが、以後減少し続け、2019年では1,133人となっている。一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所によると、2060年には450人と2019年比で約40%となる見込みである。

年少人口、生産年齢人口、老年人口の年齢3区分による人口の推移は、総じて減少傾向にある。特に生産年齢人口の減少が著しく、直近10年間では84%に減少している。高齢人口は2006年度をピークに減少傾向にあるが、総人口に占める割合は40%を超え、依然増加傾向にある。年少人口はやや減少傾向が見られる。2019年では、年少人口130人、生産年齢人口524人、老年人口479人となっている。

自然動態については、死亡者数が出生者数を常に上回っており、自然減少が続いている。合計特殊出生率については、2017年には1.78と宮崎県平均(1.71)を上回っているものの、2019年では出生者数5人、死亡者数19人で14人の自然減となっている。

社会動態については、転出者数の方が転入者数より超過する年が多い傾向にあり、2019年では転入者数43人、転出者数59人で16人の社会減となっている。人口減少の背景には、出生者数の減少と高齢化に起因する死亡者数の増加に伴う自然減とともに、高齢者の村外施設入所等による転出や村の生活になじめず

転出する社会減が原因と考えられる。

このまま人口減少が加速すると、地域コミュニティの維持が困難になり、村内商店、仕事においても立ち行かなくなるものが増え、買物等の日常生活が不便になっていく可能性も考えられる。

地域の維持のため、長期的に人口 1,000 人を維持することを目標に、移住・定住の促進、必要な所得を得られる仕事の創出、生活の満足度を向上させるとともに、結婚・妊娠・子育ての希望の実現を図ることにより、人口減少に歯止めをかける。また、人口が少なくても持続可能な地域の実現を目指し、必要な施策を推進していく。

なお、これらに取り組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ目標の達成を図る。

- ・基本目標 1 人口問題
- ・基本目標 2 産業
- ・基本目標 3 生活

#### 【数値目標】

5-2の ① に掲げ る事業	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2025年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	転入転出者数の差 (直近5年間の合計)	△41人	△20人	基本目標 1
	年少人口の数	130人	160人	
イ	生産年齢人口のうち 合計所得 240万円以上の割合	31.4%	35%	基本目標 2
ウ	生活満足度	46.2%	50%	基本目標 3

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2及び5-3のとおり。

## 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

### ○ まち・ひと・しごと創生交付金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金））の活用（内閣府）：【A3017】

#### ① 事業の名称

第2期西米良村まち・ひと・しごと創生推進交付金事業

#### ア 人口問題事業

#### イ 産業事業

#### ウ 生活事業

#### ② 事業の内容

#### ア 人口問題事業

結婚対策事業、おとし滞在住宅整備、空き家の利活用、住宅整備事業、コワーキングスペースの整備、関係人口創出事業、移住定住コンシェルジュの設置、など人口問題の解決に資する事業。 等

#### イ 産業事業

西米良ならではの農業生産構想、遊休農地等を活用したゆず生産団地化及び6次産業化推進構想、産地型商社構想策定・設立、特産品の産地維持、担い手確保対策、農産物等の販売対策、商工振興、観光振興、新たな産業の創出など、所得アップと雇用の創出、魅力ある地域をつくる事業。 等

#### ウ 生活事業

山林の適正管理、水産資源と河川環境の保全、適切な廃棄物処理・ごみ処理、環境美化啓発の推進など、本村の自然環境の保全に資する事業。村民の健康づくり、診療所施設の維持管理、医療従事者の人材不足対策、高齢者福祉の充実、障がい者サービスの充実・就労支援、子育て環境の充実、地域コミュニティの維持、暮らしやすい村づくりの推進など、生涯現役で暮らしやすい村の実現に資する事業。

認定こども園教育の充実、単式学級の維持、各種インストラクターの村内人材養成、郷土愛に溢れ国際感覚を身に付けた人材の育成、教育の情報化推進、伝統文化の継承など、教育の充実に資する事業。村営住宅の維持管理、上水道・下水道の整備、高度情報通信網の整備、施設老朽

化対策、国道・県道改良促進、村道・林道・農道の維持管理、公共交通の維持など、生活環境の維持・向上に資する事業。消防団組織の再編、災害・防災への対応強化、行催事の再検討、健全な財政運営、ふるさと納税の拡充など、地域の安全性の確保や持続可能な村づくりを進める事業。等

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

毎年度9月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取り組み方針を決定する。検証後速やかに本村のホームページ上で公表する。

⑤ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2026年3月31日まで

### 5-3 その他の事業

○ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の活用（内閣府）：  
【E2001】

① 事業の名称

5-2の①事業の名称に同じ。

② 事業の内容

5-2の②事業の内容に同じ。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

5-2の④事業の評価の方法（P D C Aサイクル）に同じ。

⑤ 事業実施期間

5-2の⑤事業実施期間に同じ。

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2026年3月31日まで